## 注記

- 1. 重要な会計方針
  - (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円と しています。

② 無形固定資産

原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの

取得原価

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの

出資金額

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア建物

6年~50年

イ 工作物

6年~60年

ウ物品

2年~50年

② 無形固定資産

定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額 法によっています。)

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

## (4) 引当金の計上基準及び算定方法

# ① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

#### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

## ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相 当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上してい ます。

#### (5) リース取引の処理方法

所有権移転外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 3, 151, 200円

1年超 3, 151, 200円

計 6,302,400円

# (6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

### (7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

### 2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項ありません。

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

## 3. 重要な後発事象

平成 30 年に発生した台風 12 号により、観光施設や漁港施設において多大な被害を受け、工作物等の滅失、原状回復費用等、その他復旧等に係る費用等の発生が47,429,090 千円程度ございます。

4. 偶発債務

該当事項ありません。

# 5. 追加情報

#### (4) 全体対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法
下水道事業特別会計	特別会計	全部連結
競輪事業特別会計	特別会計	全部連結
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結
介護老人保健施設特別会計	特別会計	全部連結
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

上記の特別会計及び地方公営企業は、すべて全部連結の対象としています。

#### (1) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計) においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって 会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている 団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の 受払い等が終了したものとして調整しています。

# (2) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

# ア範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

# イ 内訳

売却可能資産はありません。